

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和3年10月28日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100054号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2100011号

第1 結論

昭和52年10月から昭和60年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年10月から昭和60年3月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納税組合の集金人に納付していたはずである。請求期間について、保険料が未納と記録されていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料については、父親が納税組合の集金人に納付していたはずである旨主張しているところ、A市は、請求期間当時、B町(現在は、A市)に納税貯蓄組合が存在し、集金人が保険料の集金を行っていた旨回答している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和60年3月19日に社会保険事務所(当時)からB町に払い出された記号番号の一つであることが確認でき、請求者の記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格記録から、請求者の国民年金の加入手続は、B町において昭和60年4月頃に初めて行われたことが推認できるところ、当該加入手続時点において、請求期間のうち、昭和52年10月から昭和57年12月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができず、昭和58年1月から昭和60年3月までの期間に係る保険料については、過年度納付又は現年度納付が可能であったものの、請求者に係るB町の国民年金被保険者カードにおいて、保険料が納付された形跡は確認できない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査を行ったが、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料納付に直接関与しておらず、その加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の父は、既に亡くなっていることから、請求者の国民年金の加入手続及び請求期間に係る保険料納付について、具体的な陳

述を得ることができない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。